

法制定時  
(昭和22年)

原則:1年

例外:

①一定の事業の完了に必要な期間を定める場合はその期間

平成10年改正

原則:1年

例外:

①一定の事業の完了に必要な期間を定める場合はその期間

②以下の労働者との間に締結される労働契約は3年

イ 新商品・新役務・新技術の開発等について高度の専門的知識等を有する労働者

ロ 事業の開始、転換、拡大、縮小、廃止の業務で、一定期間内に完了する予定のものについて高度の専門的知識等を有する労働者

ハ 満60歳以上の労働者

※イ、ロについては、当該高度の専門的知識等を有する労働者が不足している事業場において、当該業務に新たに就く者に限る。

平成15年改正  
(現行法)

原則:3年

例外:

①一定の事業の完了に必要な期間を定める場合はその期間

②以下の労働者との間に締結される労働契約は5年

イ 高度の専門的知識・技術等を有する労働者を当該専門的知識等を必要とする業務に従事させる場合

ロ 満60歳以上の労働者

※ このほか、有期労働契約の締結及び更新・雇止めに関する基準を定める根拠規定(第2項)、当該基準に関する行政官庁の助言・指導の根拠規定(第3項)を新設。

